

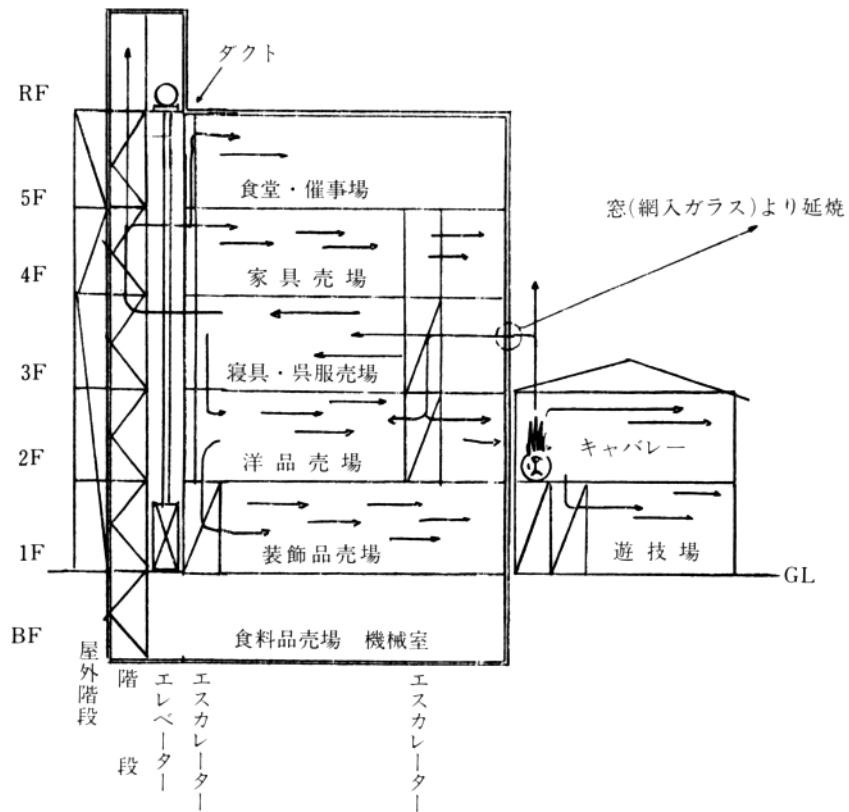
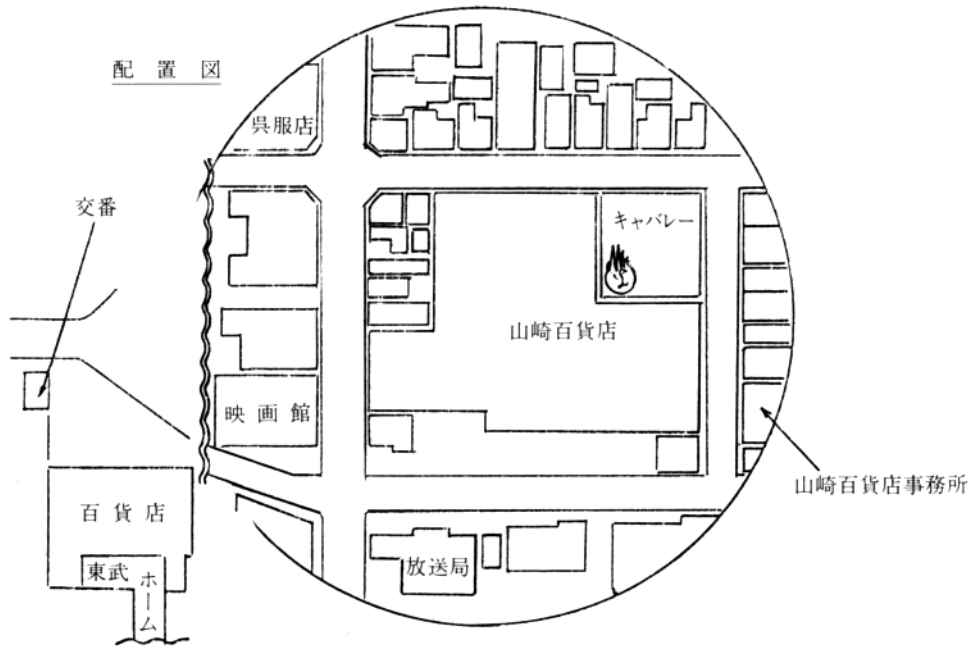
名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
山崎百貨店 栃木県宇都宮市 江野町3,119	百貨店 (4)	昭和39年4月23日	耐火 Ⅲ	④・半・部・小	死者
		出火3時20分ころ 覚知3時29分 覚知別火災報知専用電話 鎮火9時00分	建 826m ² 延 4,362m ²	4,362m ² (100%)	0名 傷者 0名 ()

I 火災概要								
① 概 要	この火災は、木造2階建のキャバレー火災により、これに隣接していた百貨店の3階の窓から類焼し、またたく間に各階に燃え移り全焼するに至ったものである。							
② 階 別 状 況	階	床面積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等	消防用設備等
	5	852 m ²	852 m ²	食堂, 厨房, 催場			屋内階段 4箇所 (1F~5F 2) (1F~4F 1) 中2~3F 1 屋外階段 1箇所 救助袋 3箇所	④ 13箇所 ⑤ 1箇所 ⑥ ⑦ 泡12本 粉末1本
	4	735	735	売場(家具類, 家庭用品)				
	3	853	853	売場(呉服, 寝具類)				
	中3	103	103	売場 (家庭用品)				
	2	826	826	売場(洋品)	1			
	中2	85	85	商品置場				
	1	826	826	売場(食料品, 装飾品)				
	B1	82	82	機械室				
	合計	4,362	4,362		1	0		
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 「キャバレー(木造2/0 514m ²)」の2階カウンター又はクロ ークボックス付近と推定され、当時はキャバレー守衛1名が2 階の宿直室に就寝していた。 百貨店は、出火建物側の3階窓より類焼したもので、窓はス チールサッシの網入ガラスであったが、寝具売場のため、商品 が山積みされていた。 なお、2階に警備員1名がいた。				④ 出 火 原 因	不 明 キャバレー従業員がカウンター内 に煙草の吸いがらを始末した状況、 火気器具の使用状況、電気設備等 を調査したが、有力な証拠は発見 されなかった。		

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	(出火部位)	(出火建物の拡大)	(百貨店への延焼)	(百貨店内部の拡大)
	隣接のキャバレー 2 階カウンター付近	木造の無窓に近い 建物で屋根がトタン のため、火炎は 屋内を燃え広がる 一方屋根裏を燃え 抜け、これより屋 外に炎上した	出火建物に面した 3階東側に窓があ り、この窓が炎を 受けて火流が潜入 し、周囲に山積さ れていた商品に着 火した	○階段及びエスカレーターを伝 わり上階へ延焼した ○3階床の一部が木造であった ため下階へ落下し、さらに吹抜 け部分より1階へと延焼した
	百貨店に隣接するキャバレーの2階カウンター付近から出火した火災は、またたく間に炎上し、百貨店の3階の窓を通じて商品に燃え移り、店内中央の防火シャッターが開放されていたため一気に拡大した。また上階への延焼経路として、区画のなかった階段、防火シャッターが開放されていた階段及び水平区画のないエスカレータを通して最上階へと延焼拡大していった。 下階へは寝具売場の一部の床が鉄骨梁に木板張りとなっていたため燃え落ち中3階へ延焼し、さらにはその部分は吹抜けだったため何の障害もなく1階まで燃え下がった。			
	○ 延焼拡大した主な理由 ○ 店内各階に多量の商品が集積されていた。 ○ 百貨店の防火シャッターが閉鎖されておらず、また中央部に吹き抜けがあり、かつ床が板張りであった。 ○ 煙の伝播経路 3階の商品に着火し発生した濃煙は、開放されていた階段、エスカレータを通して一気に上昇し充滿し、同時に下階へ中央エスカレータ及び吹き抜け部から猛烈な火煙が吹き下ろした。			
II 火災建物概要 (百貨店)				
① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 (昭和30年の第一期工事～昭和38年の第六期工事を行っている) (竣工) 昭和30年 月 日 (増築) 昭和38年 月 日			
管 理 状 況	② 縦 穴 の 状 況		③ 防 火 管 理 状 況	
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレータ <input checked="" type="checkbox"/> その他(吹抜) <input checked="" type="checkbox"/> ○北西側階段は露出構造で区画壁なし ○東側階段の2～4F防火シャッターが開放されていた。 ○エスカレータ区画なし ○パイプシャフトはブロック造であるが、5階天井裏部分に大きな隙間があった。またシャフト開口部はベニヤ板であった。		○経営者は防火について関心が薄く、防火管理者及び中堅幹部も経営者の方針に左右されて、防火対策に積極性を欠いていた。 ○消防による年4回の査察と年1回の消火避難訓練を行っているが、査察の都度避難通路の確保、防火シャッターの夜間閉鎖、シャッター付近の商品の除去等を指導しても、一時的商品の除去であって、継続的に実行されなかった。	
	④ 防 火 区 画 等		⑤ 消 防 用 設 備 等	
	○3階の床の一部が、鉄骨梁木板張であった。(下階延焼の経路となった。) ○店内の区画シャッターは1F～4Fともに閉鎖していなかった。 ○出火建物からの延焼箇所となった3階東側の窓については、消防側から撤去し閉鎖するよう指示されていたが、改善されていなかった。		1階、2階、3階の一部に自動火災報知設備の未設置部分があり、再三指導したが未改修であった。	

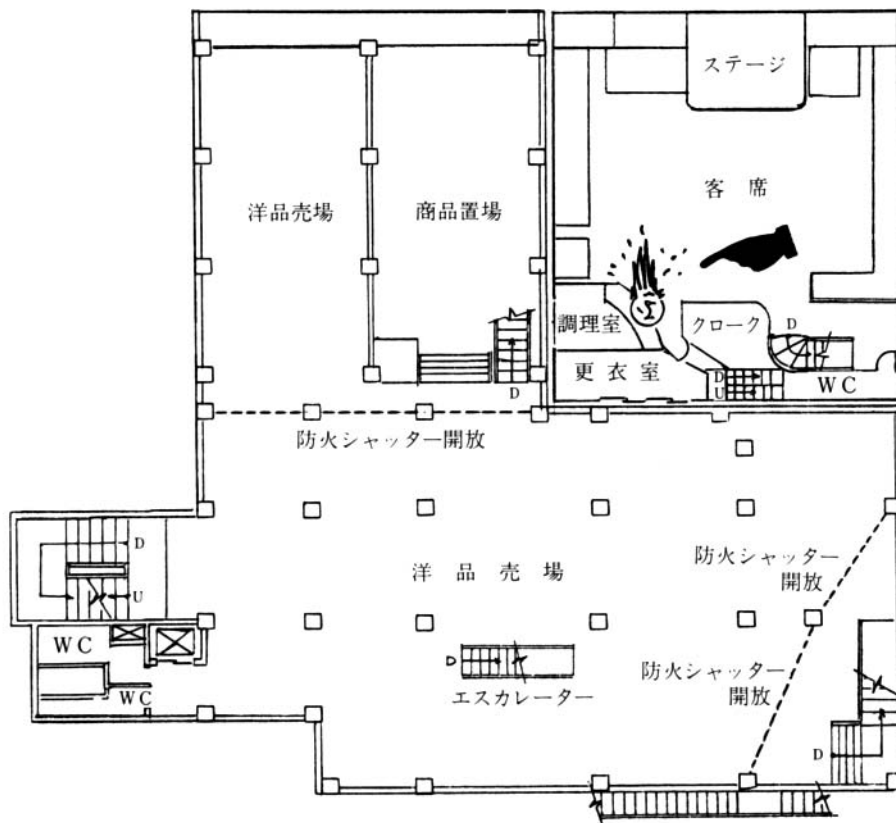
III 火災後の行動	
① 発見状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見者 (キャバレーの守衛) ○ 発見の動機 (物音に気付く) ○ 発見後の行動 (交番に知らせに走る)
	<p>○キャバレーの守衛は2階宿直室で寝ていたが、パチパチ物の燃えるような音に目をさまし、室を出るとホール内のカウンター付近が真赤に燃えていた。消防署に通報しようとしたが、電話がホール内にあるため使用できず、約230m先の交番へ駆けつけた。(巡査が119番通報)</p> <p>○百貨店では夜間警備員が巡回を終え、2階の仮設ベッドで仮眠しようとしたところ、ビニールの溶けるような臭いがするので、北側の方を見ると、2階便所の窓が真赤になっているのを発見、3階に上がったところ、3階も同様に火煙が吹きつけていた。そこで道路向いの店員寮に知らせるべく下りたところ出入口で、すでに火災を知った店員5名と出会っている。</p>
② 通報状況	<p>通報した <input checked="" type="checkbox"/> (キャバレーの守衛) 発見後約(4)分</p> <p> しない <input type="checkbox"/></p>
	<p>○火災発見したキャバレーの守衛は、ホール内の電話が使用できないため、約230mはなれた東武宇都宮駅前交番へ駆けつけ、通報を受けた巡査が119番で通報した。(3時29分)</p>
③ 初期消火状況	<p>消火した</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火時期 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火困難性 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火方法 <input type="checkbox"/></p>
	<p>消火しない</p> <p>○消火時期 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>○消火困難性 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火方法 <input type="checkbox"/></p> <p>○その他 <input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>(理由又は状況)</p> <p>○キャバレーの守衛は発見が遅れたため、火勢が拡大しており又周章狼狽していたため初期消火は全くなされなかった。</p> <p>○百貨店の警備員が発見した時は、まだ窓に炎が吹きつけている状態だったため、まず店員寮に知らせようとし、初期消火はしなかった。</p> <p>○火事を知って来た店員5名が、その後2、3階の屋内消火栓を使用し、一応消火につとめたが、火煙がはげしくなる一方で、間もなく退避せざるをえなかった。</p>	
④ 消火活動概要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <p>○百貨店の正面出入口シャッターが全部閉鎖しており又百貨店関係者からの誘導、開錠等がなかったため、進入路の設定に時間を要した。またウインドガラス破壊により進入せんとしたが、猛烈な火煙により屋内への進入を阻まれたため、入口付近で防ぎよにあたった。</p> <p>○東側から進入した隊は、3階の床(板張)が落下したため火の粉や猛煙をかぶり又中3階吹抜け部から猛烈な火煙が吹き下ろしてきたため後退をよぎなくされた。</p>

	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項
⑤ 避 難 状 況	○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救 助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人)	○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
	夜間のため客等おらず、警備員は自力避難した。	
⑥ 死 者 の 状 況	健康人 名 (泥酔者 名) 要保護者 名 [乳幼児 名] 高齢者 名 身体不 名 自由者 名 病人 名	避難上支障となった事項 ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
	なし	
IV 問題点・教訓等		
1. 隣接家屋に面する窓等の開口部だけでなくすか、十分な防火設備を施す必要があり、また内部は少なくとも上下延焼を防げるだけの防火区画の確保（防火シャッターの閉鎖）を徹底しなければならない 2. 防火について関心が薄く、消防計画が形式的なため、火災に際して周章狼狽するばかりで何ら対策も講じられていない。従って防火管理体制の充実を図り、火災時における初動措置、すなわち発見、通報、シャッターの必要な開閉、消防隊の誘導などが円滑に行われるように指導を強化する必要がある。 3. 百貨店の査察において、嚴重な指導をしていたにもかかわらず、何らの改善も見受けられず、これが類焼及び延焼拡大の大きな要因となっており、関係者の指導事項の徹底が必要である。		



山崎百貨店

キャバレー

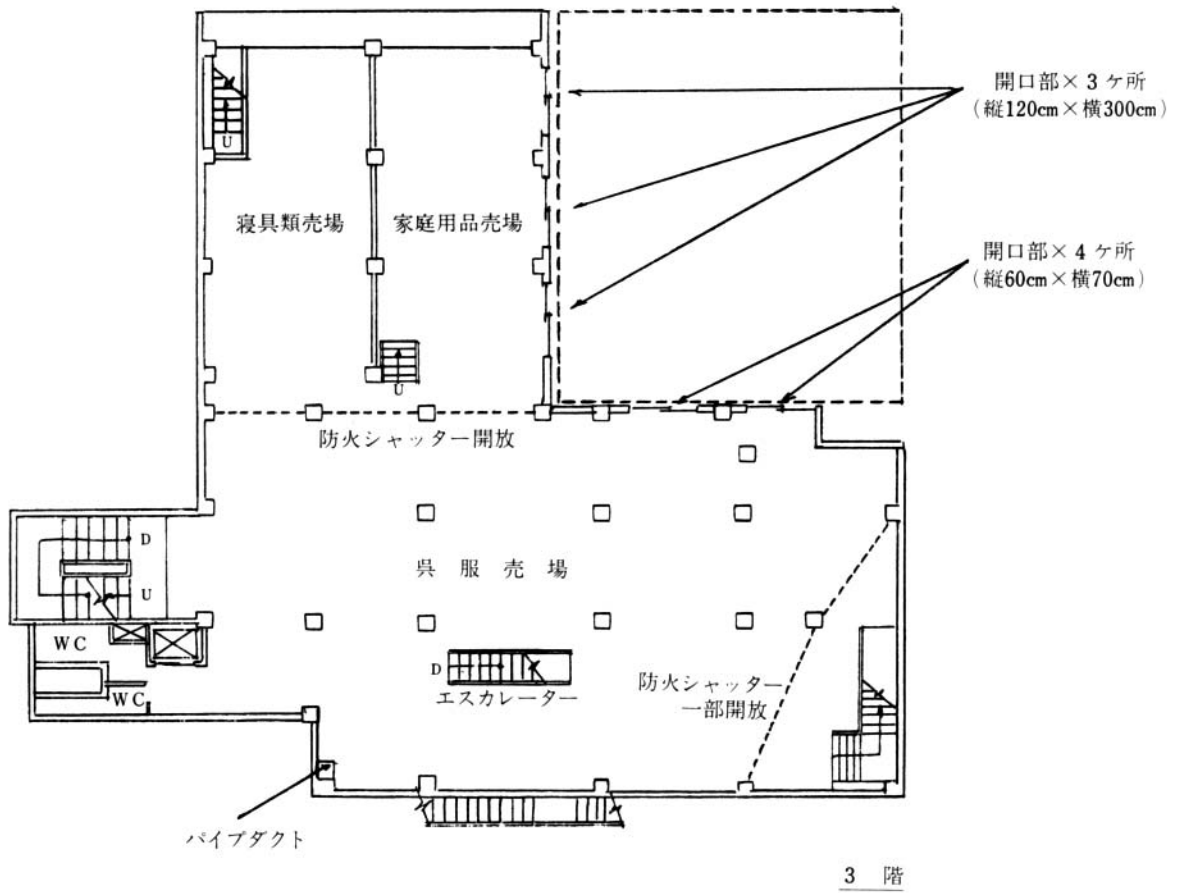


2 階

④ 商品置場部分は、中2階を示す。

山崎百貨店

キャバレー



④ 家庭用品売場は中3階を示す。